

登録および移籍について①

JBA基本規程・第5章 登録および移籍

登録Ⅰ種：契約選手（JBA基本規程第97条〔選手契約〕に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手）

登録Ⅱ種：契約選手以外 ※社会人連盟では登録Ⅱ種契約が多いと推定しています。

○移籍の考え方

登録Ⅱ種の選手から他のチームへ移籍したい旨の申出があった場合、チームは、当該移籍について異議申し立てすることができません。ただし、チームと選手の間で「登録Ⅰ種：契約選手」を締結している場合は契約が優先されます。

また登録Ⅱ種の選手からチーム登録の「抹消」の申請があった場合は**7日以内**にチームの代表者は抹消の手続きを完了しなければなりません。

選手が移籍を希望した場合は移籍元とチームは原則拒むことはできません。

Bリーグ・WJBLの選手の扱いについて

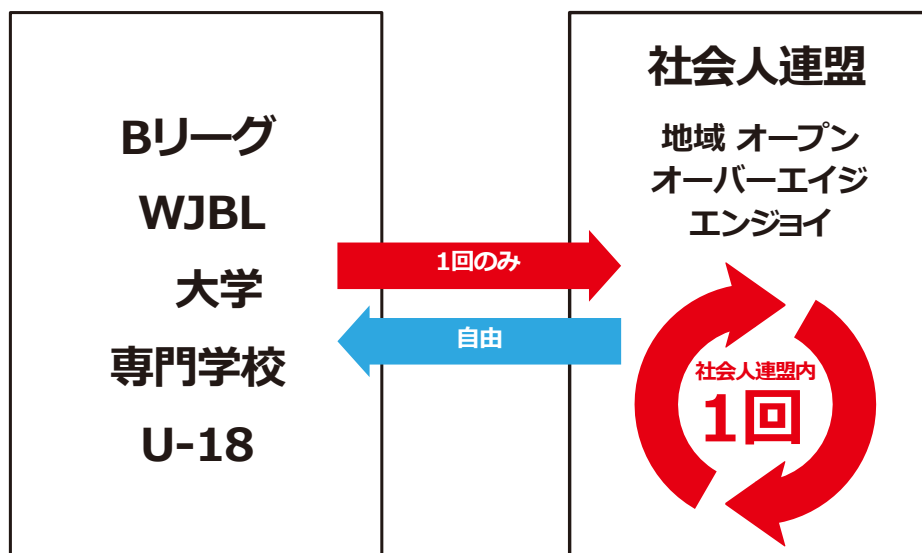
●前年度にBリーグ・WJBLに登録されていた選手はチームとの「契約満了後」「契約解除後」に「地域・オープン・オーバーエイジ・エンジョイ」に登録可能です。

●同年度にBリーグ・WJBLに登録されていた選手はチームとの「契約満了後」「契約解除後」に「地域・オープン・オーバーエイジ・エンジョイ」に登録可能です。

登録および移籍について②

JBA基本規程・第5章 登録および移籍

- 社会人連盟への移籍、社会人連盟内での移籍を1回のみ認めます。
- 都道府県内、他都道府県内、地域リーグ登録同士も含め1回のみ移籍を認めます。



- 他カテゴリーから社会人連盟へ移籍してくる時は1回とカウントする
 - 社会人連盟から他カテゴリーに移籍した時はカウントしない。
 - すでに全国大会予選に登録された場合はリーグ戦のみ参加になります。
- ※全国大会予選／インカレ・インターハイ・WC・全国専門(AJ予選は除くが他のAJ予選には出られません)